

令和4年7月27日

保護者の皆様

千葉市こども未来局  
こども未来部幼保運営課長

### 保育所等における濃厚接触者の特定等について

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、臨時休園等の対応については、「新型コロナウイルス感染症にかかる情報共有と臨時休園等の対応について（その9）」（令和4年5月26日付け当職通知）において取扱いをお示ししているところですが、今般、千葉県からオミクロン株（BA.5株）の特性を踏まえ、保育所等で感染者が発生した時点で一定程度感染拡大が進行しており、濃厚接触者特定による自宅待機を求める意義が比較的低いこと及び、休園に伴う保護者の欠勤による社会経済活動への影響が大きくなる恐れがあることから、「保育所等における濃厚接触者特定を行わない」旨の通知がありました。

また、「厚生労働省事務連絡（令和4年7月22日付）」においても、これまでと同様、保育所等においては、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が困難であることや、休園等により保護者が欠勤せざるを得なくなることについて、社会経済活動への影響が大きくなる恐れがあること等が示されております。

これらを踏まえ、本市の保育所等における陽性者判明時の対応について取扱いを変更いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 【変更点】

##### 1 濃厚接触者特定について

変更前：発症日から前2日間において、陽性者の施設内での行動調査を実施し、濃厚接触者の特定を行う。

⇒ 変更後：濃厚接触者特定を行いません。

##### 2 完全休園期間について

変更前：陽性判明日の翌日から園全体又はクラス単位などにおいて、1日間～原則最大で3日間を完全休園とする。

⇒ 変更後：完全休園を行いません。

##### 3 臨時休園期間について

変更前：陽性判明日の翌日から園全体において、7日間の臨時休園期間とし、完全休園後に陽性者・濃厚接触者を除き「特別保育」を実施する。

⇒ 変更後：臨時休園を行いません。

#### 【配置基準を満たす職員を確保できない場合】

保育士（職員）がコロナ陽性や濃厚接触者（家庭等由来）となったことにより、配置基準を満たす職員を確保できない場合には、幼保運営課と協議の上、「登園自粛要請」の実施となる場合があります。また、「登園自粛要請」でも保育の提供が困難な場合は、幼保運営課と協議の上、一部又は全部（可能な限り範囲を限定）の“休園”の実施を行う場合があります。

※登園自粛要請：“登園自粛要請”を行い、家庭での保育が可能な場合はできるだけ登園を控えていただくよう、保護者の皆様へご協力をお願いするものです。

裏面あり

※休園：園全体又は、クラス単位等において“休園措置”とするため、数日間お子様をお預かりできません。

**【情報共有について】**

引き続き、お子様が陽性となった場合には、施設までご連絡をお願いいたします。

**【お子様の体調管理について】**

登園前にお子様の検温を徹底していただくとともに、発熱や呼吸器症状がある場合には登園を控えていただき、症状を在籍園までお知らせいただくようお願いいたします。

**【家庭内で濃厚接触者となった場合について】**

保育所等において濃厚接触者特定は行いませんが、同居家庭内で陽性者が発生した場合には、基本的に濃厚接触者となります。

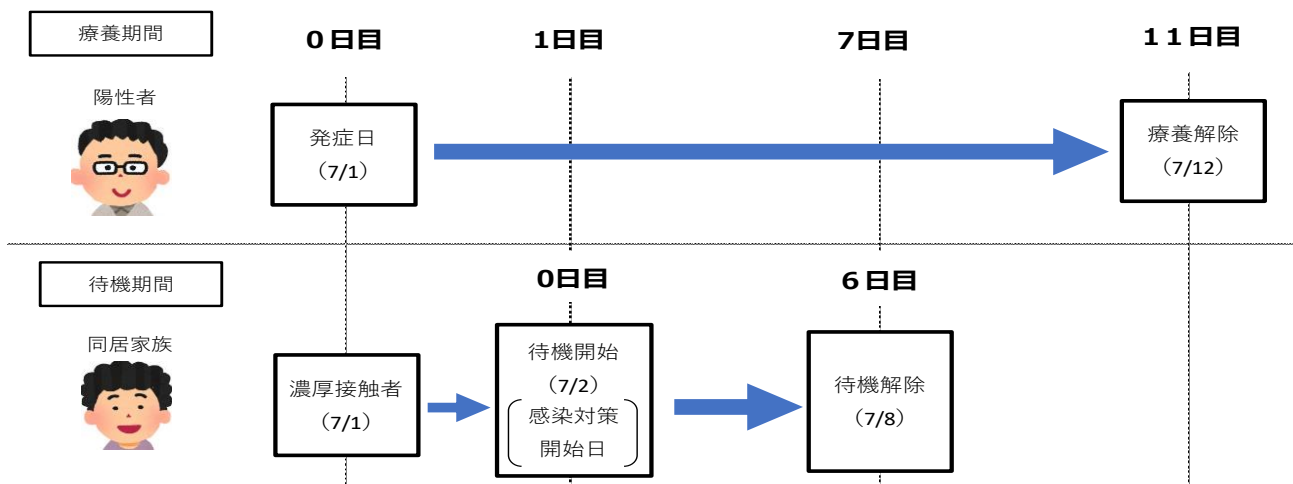
※詳細は千葉市保健所 HP をご確認ください

[https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/covid-19/covid-19\\_contact.html](https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/covid-19/covid-19_contact.html)

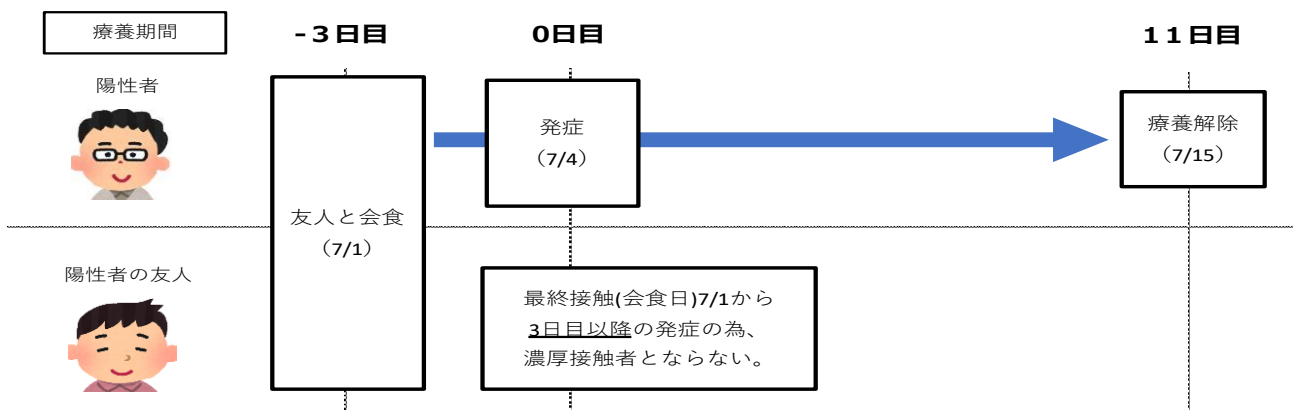
**【濃厚接触者について】**

濃厚接触者の待機期間は、感染者の発症日又は感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）不要不急の外出を控えていただくこととなります。

例 1



例 2



【問い合わせ先】  
千葉市役所幼保運営課  
043-245-5726